

# 平成28年度 私立短大学生生活指導担当者研修会

## 分科会報告

### <テーマ>

- 1) 大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント 等）
- 2) 学生支援（障がい者支援、学生相談、経済支援 等）
- 3) 学生指導（マナー教育、課外活動 等）

	頁
【分科会1】 テーマ：大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント等） …	2
担当：水口、谷村 各委員 オブザーバー：八耳委員長	
【分科会2】 テーマ：学生支援（障がい者支援） ……………	5
担当：宮本、寺田 各委員	
【分科会3】 テーマ：学生支援（学生相談） ……………	7
担当：本橋、野中 各委員	
【分科会4】 テーマ：学生支援（経済支援） ……………	9
担当：鈴木、浅川 各委員	
【分科会5】 テーマ：学生指導（マナー教育） ……………	13
担当：幸田副委員長	
【分科会6】 テーマ：学生指導（課外活動） ……………	16
担当：林、内藤 各委員	

平成29年2月10日  
日本私立短期大学協会  
学生生活委員会

## 分科会1 テーマ：大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント 等）

（参加者：21名）

担当

武庫川女子大学短期大学部 谷村 勇一 委員

名古屋経済大学短期大学部 水口 美知子 委員

オブザーバー

青山学院女子短期大学 八耳 俊文 委員長

研修会申し込みの際のアンケートや自己紹介の中での討議要望事項に基づき、各短大の実情等について、事例紹介・報告・意見交換が行われた。その主な内容の要旨について次の通り。

### 1. SNS について

#### （1）事例

- ・学内からの失火の画像を掲載。
- ・未成年の飲酒画像を掲載。メールで大学に指摘があった。
- ・卒業生で就職先の不満を掲載。退職を余儀なくされた。
- ・被災地（実家）へ応援に行く学生に対する誹謗中傷の書き込みがあった。
- ・実習先の子どもを茶化す書き込みがあった。
- ・近隣高校・大学を爆破する書き込みに基づき、授業休講措置をとった。電話で学生に休講の連絡を実施。正門前で学生を帰らせるなど、人海戦術で対応にあたった。

#### （2）対策

- ・個人情報や何気ない文書や画像の掲載がどのような影響を与えるかを理解できていない状況の中で悪意のない投稿を未然に防ぐことは難しい。
- ・問題発生後の本人及び影響を受けた学生への指導、心的ケアも必要となる。
- ・実習先等については、早期に謝罪が必要。
- ・学生全体に対しては、オリエンテーションや様々なガイダンスに事例を挙げて指導を行うとともに問題発生時には、その都度啓発を行うことが必要。（問題を引き起こした学生には反省文を書かせ、それを事例として紹介している大学もあった。）
- ・教職員にはFD研修の中でも事例を確認し啓発する。
- ・いわゆる「炎上」に至ってしまった場合には大学も守れないことを周知する必要がある。一方、爆破予告などは学生の安全を第一に考える以上、最大限の対策をとらざるを得ない。

### 2. 危機管理（防災）

#### （1）防災マニュアル作成・啓発

- ・地方自治体の防災計画や市役所作成の防災マニュアルをベースとして大学独自のものを作成。
- ・地域住民避難所の指定を受けていることから市と協力して作成。
- ・似た条件の大学のマニュアルを参考に作り込んだ。
- ・学生向けには、学生便覧に防災・災害対策マニュアルを掲載し周知を図っている。

- ・別途防災ハンドブックを作成し配布している。

## (2) 行動事例

- ① 気象警報 ポータルサイトでの連絡
- ② 地震 震度 5 強以上で休校・一斉帰宅の指示。避難場所の設定。  
帰宅指示については公共交通機関の状況を見極める必要がある。

## (3) 安否確認

業者提供の安否確認システムの導入により効率的な確認システムを確立している事例紹介があった。それぞれ一長一短があり大学の特性に合わせての導入が望ましい。

全学生に安否確認とともに授業についてのお知らせをメールで行うことにしているが見ない学生もあり、どのように全員に対して周知徹底するか悩ましいとする意見もあった。

先の熊本地震の安否確認について、担当教員には全員の情報が確認できていたが大学には情報が入らず、結果、授業再開等の検討に時間がかかり保護者・学生から非難を受けることになった事例の紹介もあった。

熊本地震でも電話による安否確認を実施した事例もあり、どの大学も何らかの手段で安否確認を行う体制を確立している。

## (4) 防災ボランティア

### ① 熊本地震の事例紹介

大学からの情報発信の前に、主体的にボランティアとして現地入りしている学生もいた。学生からの参加申し出はあったが、安全性の問題など現地への派遣に関して積極的な対応をできなかった事例紹介もあった。

また問題事例として、アルバイト先からの救援物資について無償と有償のものを間違えて持参し損害賠償をしなければならなくなった事例の紹介があった。

最終的に話し合いの結果、市と大学が折半することで折り合いがついた。解決まで 2~3 ヶ月引きずったとのこと。

### ② 東日本大震災の事例紹介

被災地支援としての学生派遣に関して教授会に諮り実施した。教授会では反対もあった。

事前学習を 6 回行い被災地に送り込んでいる。実際を見せることが大事であり、経験を積み重ねていくなかで学生の成長が見受けられた。

派遣に関しては被災地の市と提携を結んで行っている。

今も継続して実施しているが、これまでのような支援ではなく協働で実践を行っている。

実施に当たっては、日本財団などの補助金を活用した事例の紹介もあった。

内容に関しては復旧作業から大学の特性を活かした子どもたちの心のケアなどを行うことにシフトしている状況にある。

送り出す側として、事前教育や活動終了後のブリーフィング、心のケアの必要性。保険の用意などの重要性を確認した。

また、ボランティアとしての参加に関し、怪我しても学校を訴えないとする自己責任での参加を誓約させている事例紹介もあった。

#### (5) 被災学生支援

激甚災害指定地域出身者を対象に、入学検定料の免除、学費減免(全額・半額)を実施している事例紹介があった。(台風等の自然災害も含め、被災者を一律に対応している大学もあった。)  
原資として、教育後援会、同窓会、教職員からの寄付を原資とするものの紹介もあった。

#### (6) 災害時の障がい者支援

避難訓練も含め、今後の課題であることを確認した。

#### (7) 備蓄

広域指定災害避難所の指定により用意されるもの、大学側で用意しているものと様々紹介があった。

入寮時に防災グッズとしてセットで購入させている事例紹介もあった。

賞味期限が間近となる食品については、防災訓練で実際に調理・試食を体験させ、緊急時にも備える事例紹介があった。

#### (8) AED 講習会の実施

防災訓練の場に限らず、救命救急サークルなど学生を主体に一般、教職員向けに実施している事例紹介があった。

### 3. 危機管理（不審者対策）

#### (1) キャンパスの出入り管理

フリーパス、学生証の提示を徹底している、実施していたが学内の反発でやめたところなど様々である。

しかし、守衛が積極的に巡回して声を掛けたり、キャンパス内各所に防犯カメラを設置したり、学生があいさつを励行することで、ある程度抑止力になっているとの紹介があった。

不審者対応については、カメラ・ボイスレコーダー持参のうえ、丁重に対応し、最終的には警察に通報する対応を行っているとの紹介があった。

#### (2) 危害をなす目的の侵入者に対して

キャンパス内で教員が刺される事件が過去にあるが、このような不審者への対応策を講じている大学はなく、さすまた等で警察が到着するまでの間、対応を行うしかない現状を確認した。  
(警察とタイアップでの不審者対策訓練を実施した事例紹介があった。)

### 4. 危機管理（精神的に病んだ学生）

火災を起こした事例紹介があり、問題行動を阻止するため、教職員、守衛も含め情報を共有し、限界はあるものの教職員全員で見守ることが大事であることを確認した。

### 5. 危機管理（薬物乱用防止）

入学式後のガイダンスや授業の一コマの中で交通安全・防犯の講習を実施している大学が大半であった。その実施に当たっては地元警察の協力を得ている場合が多い。

以上

## 分科会2 テーマ：学生支援（障がい者支援）（参加者：21名）

担当

園田学園女子大学短期大学部 寺田 豊 委員  
文化学園大学短期大学部 宮本 朱 委員

当分科会は21短大21名の参加で開催され、参加者が自己紹介と短大の概要の紹介並びに各短大が抱える障害のある学生への指導や支援の主な課題について述べていただいた。

各短大から出された協議希望課題としては、障害のある学生支援に関する「発達障害への支援」、「性同一性障害への支援」、「ノートテイクへの取り組み」、「その他—経済支援—」があげられた。

分科会は、今年の研修会メインテーマである「安心と充実した短大生活の実現に向けて」を踏まえ、「障害のある学生支援」等を重点において意見交換を行った。

### 1. 発達障害のある学生への支援について

- ・ 発達障害の学生が年々増えている。
- ・ 障害者のための入学前の事前相談制度がある。
- ・ 障害者支援の申し出のあった学生に対して、短大・保護者・本人の三者面談を行い、入学後の対応を決める。
- ・ 発達障害の学生は人によって異なるが、療育手帳があれば、企業の障害者採用枠に採用される可能性が大きい。
- ・ 障害者手帳を持っていない発達障害の疑いがある学生の対応は難しい。
- ・ 入学試験の合格者全員に、入学後特別支援の必要性に関する申請書を合格通知に同封している。
- ・ 新入生の健康診断の際に「学生生活における配慮をしてほしい」との項目を設け、必要な学生に記入させている。
- ・ 教員は授業を通して対応の必要な学生に気付きやすいため、得られた情報を教員間や学生支援部署で共有することが必要である。
- ・ 見守る学生リストを作成し、各部署と連携し支援にあたっている。
- ・ 学生向け、教員向けのガイドブックを作成。
- ・ 発達障害が疑われる学生に関しては、面談をしたり、グループ作業を行ったりして、本人に気付かせることから支援を始める。
- ・ 就職活動については、1年次後期から個人面談を行い、不安を抱えている学生に対して、外部専門機関と連携し支援にあたっている。
- ・ 新入生については4月に1泊2日の学外セミナーを実施し、要支援の学生を見つけている。
- ・ 実習する前に要配慮の学生に関する調査を行う。また、要配慮の学生と丁寧に面談し、学生を受け入れてくれるところに行かせる。
- ・ 授業の秩序を乱している発達障害の学生に対しては、保護者と連携し、授業でのトラブルのないようきめ細かく支援する。また、長く支援しても改善の見られない学生（発達障害）は休学・停学・退学も考えられる。

- ・ 休学者・退学者を減らすため、発達障害（疑わしい学生を含む）の学生は随時転学科ができるように配慮している。
- ・ 発達障害のある学生の得意分野を伸ばしてあげて、自信を持たせる。
- ・ 文字の読めない（失読症）学生への対応として、授業中はパソコンを持ち込み可にしており、試験問題も拡大コピーをして対応している。
- ・ 高校と連携し、要支援の学生の情報を共有している。
- ・ 理不尽な保護者の対応に苦労している。聴くことに徹している。

## 2. 性同一性障害のある学生への対応について

- ・ トイレの使用は配慮している。
- ・ 健康診断の際に時間をずらして、学生のいない時間帯で行うなど配慮している。
- ・ クラス分けの際に特に学生の面倒見の良い先生のクラスに配置する。
- ・ 保護者と連携し、支援にあたっている。

## 3. ノートテイクへの取り組みについて

- ・ ノートテイク・ワークショップの実施（ノートテイクの不安除去、レベルアップ）
- ・ ノートテイクは、ボランティアというだけでは済まされないほど、大変な作業である。
- ・ 授業の関係でノートテイクをやってみたい学生はなかなか集まらない。
- ・ 社会人（卒業生）に有償ボランティア（時給 700 円～800 円）に来ていただき、ノートテイクをやっていただいている。
- ・ 年 2 回ノートテイク研修会を実施し、学生ボランティアを募っている。

## 4. 経済支援について

留年生、休学に対する授業料の制度についての情報交換が行われ下記の発言が寄せられた。

### ①留年生に関する経済支援

- ・ 短大 2 年間の学費を完納した学生に対して、残りの単位は 1 単位 2 万円を徴収する制度をとっている。
- ・ 1 年間留年の場合は年間学費の 1 / 2、半年留年の場合は年間学費 1 / 4 を徴収する制度をとっている。

### ②休学時の経済支援

- ・ 半期休学の場合は 3 万円または 4 万円の在籍料を徴収する制度をとっている。

## 5. その他

- ・ 不審者対策（パトロール強化、110 番通報、警察と連携）
- ・ 学内での携帯電話の充電について「充電場所を用意する」「充電一部禁止」「全面禁止」など短大によって対応はまちまち。

以上

## 分科会3 テーマ：学生支援（学生相談）（参加者：21名）

担当

青山学院女子短期大学 本橋正人 委員  
山梨学院短期大学 野中弘敏 委員

本分科会は、運営委員2名を含む21名で構成され、うち15名は本研修会への初回参加者であった。また本分科会はテーマ2「学生支援」のうち学生相談に関する情報交換及び検討を主な目的として構成されたが、参加者より事前に伝えられた情報交換希望事項もしくは分科会開始時に各参加者から提起された関心事項を踏まえて、「学生相談」に関する話題に加え、「障がい者支援」「経済支援」その他多岐にわたる話題についても参加者の要望を順次取り上げ、意見・情報の交換を行った。

2日間にわたる分科会では、各短期大学における具体的な取り組み事例等について多面的かつ活発な意見・情報交換が行われた。

主な討議内容を以下に報告する。

### 1. 学生相談

各短期大学における学生相談体制が紹介される中、①学生に学生相談室をより活用してもらうための方策、②守秘の問題を含む学生相談カウンセラーとの連携、③学生相談の利用が適切と考えられる学生への窓口対応、④健康相談やスクリーニング検査を含めた保健師や教員との連携、等について意見交換がなされた。

①については、「症状の重い人が行くところ」「友人の手前行きづらい」「何をしているのかよくわからない」等の課題が挙げられ、昼休みにカフェテリアを利用した談話の時間を設ける取組の工夫が紹介された。

②については、支援を要する学生に関するカウンセラーからの情報が「守秘」との関連で開示されにくい課題が共有された。授業にカウンセラーを招いて相談室訪問や心理テスト体験をする、学生生活担当者の方からカウンセラーへ情報提供や相談をしに行く機会を持つ、等の取組を通じて、学生生活担当部署あるいは教員とカウンセラーとの信頼関係を構築し、協働して学生の利益を守りつつ支援にあたる重要性が指摘された。

③については、ストーカー被害に悩む学生に学生課員が付き添って警察へ相談に行き、具体的なアドバイスもらった例や、学生課が教員に直接話すことを不安視する学生からの情報伝達の橋渡し役となった例等から、職掌内で可能な範囲であれ親身に対応することが学生の安心感・信頼感を高めることが確認された。

④については、保健師や教員が常駐しているとは限らない場合もあることから学生生活担当部署が対応窓口として主要な役割を担う例、入学時等の適応検査の結果を保健室や学生相談室で把握し必要に応じて教員と情報共有している例等が紹介された。

### 2. 障がい者支援

車いすの学生への支援として学内のみならず大学へ来るまでの通路へのスロープ設置の例、試験

時における視覚障がいや脳性まひの学生への配慮（ルーペの使用許可・試験時間の延長措置）の取組が紹介された。また、体育への出席が困難となった摂食障がいの学生への支援に際し家庭とのやりとりや教職員間の情報共有のあり方、聴覚障がいの学生へのノートテイクを行う学生ボランティアが抱える負担への目配り、情報共有とプライバシー保護とのせめぎ合い等、今後も検討されるべき課題が共有された。

### 3. 経済支援

奨学金制度について、卒業生らの出資を原資とした学内制度や、入学後1年時の成績や生活状況をもとに支給を決定し受給学生にレポート発表を課す学内制度、保育士養成施設に在籍する学生への貸与を県内保育施設への5年勤務で返還免除する県の制度等が紹介された。その中で、奨学金を貸与・支給されている学生が「お金のありがたみ」を自覚する働きかけや保護者への説明、退学者への返還に関する説明を丁寧に行うことが、奨学金制度の存続や延滞率の低下に重要となる可能性が示唆された。

### 4. その他の支援

学生の学内行事への参加について、参加者の短大の多くで参加率の減少が指摘された。その要因として、学友会組織のマンネリ化や在学期間2年という中での引継ぎの難しさ、資格取得やアルバイトなど学生個々の忙しさが増えていること、高校時代の課外活動経験が少なくなっている可能性等が考えられた。対応上の工夫として、教職員のサポートによる引継ぎ機会を持つこと、学友会への積極的参加が見込める学生に注目し個別に働きかけること、卒業生とのつながりを支援すること等のアイデアが共有された。

時代の変化とともに多様な背景を持つ学生への学生生活支援上の課題は、多くの短大で共有されるものであった。そして、それらの課題に対し各短大ではさまざまな学生支援・指導の取り組みを模索しつつ推進していた。本分科会は、学生生活担当の教員・職員のみならず、学内他部署や学外諸機関、地域社会と連携しつつ、多面的かつきめ細やかに支援・指導を行うことの重要性と可能性を確かめ合うことができた語らいとなった。

以上



## 分科会4 テーマ：学生支援（経済支援）（参加者：17名）

担当

戸板女子短期大学 鈴木俊昭 委員  
東京農業大学短期大学部 浅川まり子 委員

平成28年11月30日～12月2日に開催された私立短大生活指導担当者研修会第4分科会は、まず、各短大における課題を発表した後、テーマ2『学生支援（経済支援）』に基づき、各短大の実情等につき報告・意見交換を行い、引き続き「大学における危機管理」「学生指導」についても意見交換を行いました。その主な内容につきまして以下の通りご報告いたします。

### 1. 各短大が抱える課題について

#### (1) 経済支援に関わるもの

延納願提出者の多さ（入学手続き時を含む）、延納と奨学金の併用者について、奨学生の自覚のなさ、奨学金貸与者の指導、短大独自の災害減免規程の策定

#### (2) 学生指導に関わるもの

学生との距離感、マナー、言葉遣い、行事に対する積極性の欠如、主体性、自主性の欠如、

#### (3) その他

発達障害の就労・修学支援、教員と職員の連携、退学率の軽減

### 2. 経済支援について

#### (1) 分納・延納について

分納・延納については時期、金額等、さまざまであった。その主なものは以下の通り

- ・ 期限を決めて分納もしくは延納を許可する（定期試験は“仮”で受験可）
- ・ 延納計画書を提出させ、分納を認めている
- ・ 他の奨学金との併用を条件として許可
- ・ 延納願提出学生対象の教育後援会の奨学金を本年度から実施

#### (2) 特別な奨学金

緊急応急型の奨学金制度は3短大で実施

- ・ 4月に募集し前期15万円、後期15万円給付するものの他、短大独自の奨学金数種類あり。
- ・ 遠隔地入学支援制度あり。一人暮らし前提で入学金相当額を給付
- ・ 入学前の成績をもとに採用する特待生制度あり。2年間確約
- ・ 介護福祉士を養成しているので、病院へ就職をすることを条件にした奨学金制度あり
- ・ 家計急変奨学金（25万円給付）、教育ローン援助奨学金（利子分のみ援助）あり
- ・ 文芸奨学金あり。気軽に応募でき、文学部生としてのモチベーション向上に寄与している

### (3) 日本学生支援機構の奨学金について

- ・延滞率を下げるため、3回説明会を行っている
- ・保護者向けのポータルサイトあり
- ・増額を望む場合は、返済金額趣味レーションを行い、危機感を持たせるようにする
- ・学生部長等5名で面談し、適切な貸与金額等指導する

## 3. 障がい者支援について

- ・規程等作成中、健康管理センターと学生課で主担当はどちらかが問題となっている
- ・実習でつまずき、転科してしまうケースがある（資格取得が卒業要件ではないが）
- ・入学前に対応をする
- ・コミュニケーション能力が低く、就職が決まらない学生に対し、保護者相談を行ったところ、手帳保有者であることが判明し、障がい者枠で就職することができた
- ・配慮申請を提出してもらい、配慮申請は授業担当教員で情報共有し、周囲への告知も行う
- ・保健室で、カウンセラーが週1回対応
- ・養護教諭のいる保健室に逃げ込む。統合失調症を発症し希死念慮のある学生、引きこもりの学生、自傷他害の恐れのある学生がおり、保健室の存在は大切である
- ・教員とカウンセラーの距離を縮めるために、教員会へカウンセラーが出向き、教員の相談に乗るという企画を行ったところ、「問題の芽」の段階での教員からの相談が増え、深刻化を防ぐことにつながった
- ・事前に倫理的な誓約書を提出することで、全教員が学生の障がいの有無等を確認できるシステムが構築されている
- ・事務室で週1回情報共有の会を開催している。氏名、病名等も共有している

## 4. 学生指導・マナー指導について

### (1) 喫煙について

- ・学内は禁煙としており、学内の見回りを行っている
- ・大学併設であり、女子学生の喫煙率が増えていると実感している、喫煙エリアはあるが、エリア付近にたばこの煙が蔓延し、エリア周辺で吸う、吸い殻の散乱等、問題あり
- ・入学時にタバコの害について説明し、喫煙した場合は退学としている
- ・禁煙指導を毎日行い、違反者に対しては、掃除、本を読み反省文を提出させる、停学5日間といった処罰あり

### (2) 車通学について

- ・車通学は許可している。近隣にコンビニができ不法駐車が増えている
- ・車で通学は許可制となっており、抜き打ちでチェックをして指導している。また、オリエンテーション時に交通マナー教育を行っている

### (3) 言葉遣いについて

- ・カウンター対応時の「友達口調」には口頭注意を行っている

- ・学生対応時はたとえ学生が「友達口調」であっても敬語で対応し、敬語を使う姿を見せることで、気がつける学生が多い
- ・窓口に入るときに学科・氏名・用件を告げるように指導している。これは就職に結びつく

#### (4) 学内でのスマートフォン等の充電について

- ・充電をとがめると「設備費を払っているではないか」と反論してくる
- ・一カ所だけ充電可能な場所を設置し、原則、学内全面禁止とした。指定場所以外での充電はなくなった
- ・充電しているのを見つけ次第、没収している。不必要なコンセントにはカバーをしている

#### (5) 学園祭・課外活動について

##### ①学園祭

- ・学園祭などでは学生を主体的に動かす工夫が必要。職員がサポートしている
- ・学園祭では、振り分けられる作業等が一部の学生に集中してしまい、その学生が役割を抱え込んでしまい、メンタル面の問題が発生している
- ・学校行事のボランティア的感覚の学生が多く、バイト代を要求するケースもある。強制的に参加させるのはやめ、自主性を重視するようにしている
- ・教員が主に動き、クラス自治会を選出する。6月から学園祭準備を始め、定期試験まで9割の準備を終える。日曜日に開催すると代休を要求する声もある
- ・学園祭もオープンキャンパスも出席をとる。芸術系の短大なので、1年生は手伝いをすることで展示方法を学び、今後の自分の専攻を考える機会になっている
- ・学園祭では大学の活性化のために強制的にセミナーごとに出展させている。留学生の出席率が低くなっている

##### ②部活動

- ・短大では活動期間が短く、継続性を持たせることが難しい
- ・部活動の出前講演を行っており、地域貢献の役割を担っているまた、どの部活にも所属していないが、短大の看板を背負って活躍している学生のために「アスリートクラブ」を作り、短大としてバックアップしている
- ・4大と一緒に活動で短大のみの部はなく、4大の学生が引っ張っている
- ・5人集まれば同好会として許可をしている。5人集めるサポートを事務が行っている
- ・サークルが2年継続して活動を行えば部に昇格することができる
- ・活動ノートを学生総会で承認し、予算を決定している。学生会費、父母会費等は学生課が管理している

##### ③ボランティア活動について

ボランティア活動を斡旋する部署があるのは4校で、単位化しているのは3校であった

- ・地域共同センターのボランティアバンクに登録している。留学生のためのノートテーカー等を行っている。単位認定しており、教授会で報告をし、単位認定を行っている
- ・平成29年度からボランティア演習を単位化する予定である

## 4. 危機管理について

### (1) SNS等

- ・学生呼出しにLINEを使用することは禁止している。掲示板や電話等で呼び出しを行う
- ・呼び出しは基本電話を使用する。LINEは学生間のトラブルがあり、実態が見えにくい。アナログの方が結果として上手くいく。LINE発信したとしても掲示をするようにし、臨機応変に使っている。LINEの教員の介入は禁止している
- ・学生への連絡は学生ポータルを利用して行うが、学生ポータルを見ていないことが多い。「掲示を見ていない」は理由にならないと入学時に周知している。掲示を見る、携帯を見る習慣づけが必要になっている
- ・Twitterのチェックを短大で行っている
- ・見てなかった、聞いていなかったということがないように個人ロッカーに用件を張り付けることもある
- ・昨年度から警察にお願いしてSNSの講習を実施している。新入生対象や学園祭等で行い、約400名が受講している

### (2) ハラスメントについて

- ・女子短大なので、面談等の場合はドアを開けて行う。ある教員は学生の目の前でレポートを破り問題になったことがある
- ・ハラスメント規程があり、それに基づき対応している
- ・短大生が併設4大の授業を受けられる制度があるが、その際、教員が短大生にだけに怒り出す、暴言を吐く等した事例があった
- ・授業評価で学生が教員の人間性を否定し、教員を脅すということがあった。今までと同じ指導方法では対応できない場合が出てきている

## 5. その他

- ・学生サービス向上のため、窓口アンケートの実施、挨拶向上の取り組み、課内会議、ランチミーティング等を行っている
- ・100円朝食を実施している（定期試験中のみという短大もあり）
- ・遠方から入学して一人暮らしの場合、入学当初は居場所がない、友達もいないということがあるので、3か月に1回夕食のサービスを行っている。

### まとめ

分科会にて意見交換、討議されたテーマは、現状の問題点や課題であり各会員校でもその解決に苦慮されていることが共通認識されました。また、様々な学生を受け入れている現状があり、教職員も学生の情報を共有したうえで多角的な支援が必要となり、個々の学生の立場に立った対応が不可欠であることが感じられました。

この研修会は、志を同じくする教職員が一堂に会して意見交換できることは大変貴重な機会と捉え、学生生活や指導に関わる教職員のさらなる質的向上に寄与するものと考えております。

以上

## 分科会⑤ テーマ：学生指導（マナー教育）（参加者：16名）

担当

聖徳大学短期大学部 幸田和也 副委員長

本分科会は、16名で構成され、テーマ3学生指導「マナー教育、課外活動等」を中心に話し合いが行われた。2日間にわたる分科会では、自己紹介の後、参加者から普段学生指導上、困っていることについて各短大の具体的な取組事例について意見・情報交換がなされた。以下主な討議内容について報告する。

### 1. マナーについて

一般的にマナーといっても範囲が広いので、今回は①通学マナー ②電車内でのマナー ③SNSマナー ④マナー教育に絞って意見交換した。

#### ① 通学マナー

通学マナーでは、横に広がって歩き、一般の方とぶつかりそれが苦情となっている。大声で話しながら歩き響きをかっている。イヤホンをつけて歩いているため周囲の状況が読めず、事故につながっている。歩きスマホで危険。言葉遣いが悪い。駐輪問題などが挙げられた。一部の限られた学生であることもあるが、普段の学生生活のなかで問題になっており、学生部の職員はこういった対応に時間を取られているとのことであった。

対策としては、教職員があいさつ運動と称して通学路に立って、学生に直接指導を行なっている学校があった。掲示等で注意喚起してもなかなか良くならない為、期限、時間を決めて対応しているということであった。また昼休みに館内放送を流しているところもあった。実施をしているときは効果があるが、時間がたつとまた同じようになるため、継続的に実施していくことが必要ではないかとの意見があった。

#### ② 電車内でのマナー

電車内で問題となったのは大声でおしゃべりをする、言葉遣いが悪い、お年寄りやハンデキャップをもった方がこられても優先席に座ったまま席を立とうとしないなどであった。これらについては、具体例を出していついつこのようなことがありましたと、掲示や館内放送で流すことによって注意喚起を図っていた。また、悪い話ばかりでなく人命救助やちょっとした心遣いなどの善行があった場合にも掲示をするなどして褒めてあげると効果があるという意見もあった。

#### ③ SNSマナー

反社会的なこと（未成年者の飲酒や喫煙など）の書き込みをして一般の方から指摘を受けた。掲載された内容を見て教員が授業をしたくないと言ってきたなど、個別の具体名を出して誰かを誹謗中傷するケースが見受けられた。これらについてはすぐに対処し、場合によっては消去させるまで指導しなければならないことなど後始末に困っていた。また、SNSが原因でいじめや人間関係に悩む学生もいた。つい最近まで仲のよい友だちだったのが、ある日を境に相手

を傷つけあう関係になり、身近での出来事だけに声に出せないで一人悩み、中には学校に登校できなくなるケースも報告された。

#### ④ マナー教育について

キャリア教育の一環で指導している学校が多かった中、礼法教育を導入し必修で行っている学校もあった。内容としては、身だしなみ（服装、表情、姿勢、歩き方）、立ち居振る舞い・敬語（あいさつ）、電話のかけ方・SNS、手紙の書き方、食事のマナー、公共の場のマナー、慶弔マナーなどがあげられた。

## 2. 落とし物・忘れ物

各学校とも、落とし物や忘れ物の数が多く、対応に苦慮しているのが実情であった。一つには物を大事にしない、使い捨て的な考えをもつ学生が多い中、携帯やお財布などに関しては目の色を変えて探しに来るケースがあった。こういった状況はやがて置き引きの被害にもつながり、ちょっとトイレに行っている際に、カバンから現金だけが抜かれている。もちろん盗る側に問題があるのだが、取られる側にも問題があって、一旦そのような状況が発生すると保護者が出てきたり、警察を呼んだりと学生部の担当者が振り回されているのが現状であった。自己管理をしっかりするように掲示や放送で呼びかけるが、なかなか徹底できないところが悩みの種であった。

改善策としては、授業の終わりに教員から一声かけてもらう、教室やコピー機にそれぞれ目立つ掲示をする、などが挙げられた。

## 3. 防災対策について

各学校とも防災のマニュアルを作り、避難訓練も実施している学校が多かった。しかし、訓練のための訓練で実際に災害が発生した場合、訓練と同じようにできるか皆不安をかかえていた。訓練中におしゃべりをしたり、ダラダラ歩いたり、安否確認にも時間がかかっている様子であった。ひとどおりの訓練で消火器の使い方まではできても、実際に避難器具を使った訓練までは行われておらず、屋内消火栓の使用方法も限られた人しか知らないのが実情であった。

## 4. 障害をもつ学生対応について

平成28年4月1日から「傷害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。ケースとしてはまれなことであるが、実際にこれらについて学内整備が整っている学校は少なかった。障害者手帳を有する学生は明確に対応できるが、統合失調症や心の病気をもつ学生にあっては、対応がとても難しいため保健センターの応援をもらいながら主治医と連絡を取り学生及び保護者の対応を行っているケースもあった。今後益々、増加する傾向にあるため今後の対応が急務になっている。また、障害ではないが、最近は食物アレルギーや過呼吸などの持病をもつ学生も多く、集団で行動する場面では様々な困難を伴っている。

## 5. 課外活動について

問題になっているのは、課外活動に参加する学生が少なくなっており、加入率が10～20%台の学校が一番多かった。原因としては、授業が過密であること、アルバイトのため活動する時間が取れ

ないことなどが挙げられた。しかし、課外活動から得るものは大きく先輩後輩との人間関係をはじめ、同じ目的を持つものとしての達成感や忍耐力などまさに今必要とされているアクティブラーニングがぎっしり詰まっていることでは、アルバイト以上の価値があるが強制できないところ、社会経済が厳しいためアルバイトをしないと授業料が払えないなどの問題があり対応が難しい。また、そのような状況から学生の自治会である学友会の役員になる学生がいないため組織が組めないといった悩みもあった。

以上

## 分科会⑥ テーマ：学生指導（課外活動）（参加者：14名）

担当

名古屋短期大学 内藤智徳委員  
鎌倉女子大学短期大学部 林直希委員

本分科会には、14名（運営委員2名を含む）の参加があり、学生指導（課外活動）を中心に各短大での取り組み等について意見・情報交換が行われた。

主な討議内容を以下に報告する。

### 1. クラブ活動

#### (1) 新入生に対する取組について

- ・入学式当日やオリエンテーションにおいてに学友会主催で新入生歓迎会、クラブ紹介を行っている。
- ・入学時の提出資料からクラブ活動履歴等を調査のうえ経験者に参加を呼びかけている。
- ・入学直後に実施する研修会のなかで積極的な参加を呼びかけている。

#### (2) 研修・イベント等について

- ・立食パーティー、バーベキュー大会等を行うことにより活動の活性化を図るとともに、学生の帰属意識を高めている。
- ・リーダーズキャンプを年間に4回実施のうえ情報共有を図っている。
- ・5月下旬にクラブの役職者を対象に宿泊研修を行っている。
- ・12月に100～150名の学生がセミナーハウスに集まって講演会や分科会を実施している。分科会には教職員も参加して情報共有を図っている。
- ・各セメスターの授業終了時（8・2月）にリーダーズミーティングを実施している。
- ・年間を通じて、新歓、追いコン、運動会、七夕、ハロウィーン等さまざまな行事を実施して盛り上がっている。

#### (3) 顧問について

- ・直接、学生が教員に依頼することになっている。
- ・設立時は学生が教員に依頼するが、退職時は学生部長が他の教員に調整をしている。
- ・顧問制を設けてない。
- ・指導料を支払うことで役割と責任を担ってもらうことにしている。

#### (4) クラブ予算について

- ・自治会で徴収したお金について、その用途を明らかにしておくべきであるという指摘を受けた。
- ・各クラブ団体の予算は一律50,000円、さらに部員数、行事参加等の状況に応じて金額を加算することになっている。
- ・指定の強化クラブには30万円を支援している。
- ・正式な領収書がない場合、現金を学生に渡さないようにしている。



## 2. 学園祭

### (1) 運営

- ・実行委員は名簿上 40～50 名程いるが、実際に活動しているメンバーは半数程度である。
- ・大学とキャンパス、日程とも同じであるが、それぞれが別々に運営している。
- ・学友会の学生を実行委員会の構成員にしている。
- ・大短で合わせて 150 名程度の実行委員が活動しているが、学部生を 2 年生までにすることで短大生が活躍できる組織にしている。
- ・企画運営のなかで火気を取り扱うことから前日に消防訓練を実施している。
- ・授業として位置付けて全学生の出席を確認している。

### (2) 企画

- ・全国各地の物産品を取り寄せて販売している。
- ・熊本地震復興のための募金活動を行った。
- ・地域の福祉施設が製造した商品を販売している。
- ・模擬店の衛生管理は、実行委員会が厳しくチェックしている。
- ・人形劇やオペレッタなど授業での学びを発表する場になっている。

### (3) 近隣対策

- ・地域懇談会を行うことで日頃の苦情等を聞く機会にしている。
- ・学生が近隣を挨拶してまわりアイス引換券を配布している。
- ・自治会で資料を回覧してもらっている。
- ・近隣に駐車場を確保のうえ誘導している。
- ・近隣に迷惑駐車がないように警備を立てている。

## 3. ボランティア

- ・学生教育研究災害傷害保険に対応するため学生課がデータの集約を行っている。
- ・学外団体からの募集掲示を行うにあたって担当教員の承認を得ることにしている。
- ・活動に対し単位認定を行っている。

## 4. 苦情

- ・違法駐車、ゴミのポイ捨てに対する苦情が多い。
- ・通学学生が多い朝と夕の時間帯に警備員を配置している。
- ・ゴミの分別についてアパートのオーナーからクレームがある。
- ・苦情対策として地域の清掃活動や防犯キャンペーン等に参加している。

## 5. 自宅外学生支援

- ・一人暮らしの学生を集めてバーベキュー大会などのイベントを行っている。
- ・下宿生セミナーで食育や防犯等を学びながら交流を深める機会にしている。
- ・学食で朝食を提供している。
- ・オリエンテーション期間中に学食で歓迎パーティーを実施している。

## 6. その他

- ・自転車通学について、警察と路線バス会社が合同で交通安全指導を行っている。
- ・タバコの問題について、在学中に喫煙をしない旨の誓約書を提出させている。
- ・落とし物の管理について、WEB上に届出物の写真を掲載することで確認できるようにしている。
- ・盗難について、疑わしき者がいたとしても現行犯でないと捕えることができない。盗難が起こさせない環境づくりが大切である。
- ・災害発生時の安否確認システムを導入し、ガイダンス等を通じて学生全員に登録させている。実際の災害発生時には、約9割の学生について安否を確認することができた。

## 7. まとめ

カリキュラムに迫われて過ごす短大生活において、課外活動は自主性や社会性を育むうえでとても重要な教育である。多様な学生が入学する今日、教員・職員・地域が連携を図りながらきめ細かな支援をしていくことが重要であると再認識する機会となった。

以上